

京都市消防局訓令乙第14号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月26日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第3条警防計画課の項第7号を削り、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)